

今からでも遅くはない 企業経営者の味方 戦う弁護士がリアルに語る！

# 「労務トラブルが起きたときに責任を負うのは会社だけか？」

～代表取締役、取締役、監査役、上司、同僚、そして…あなたかもしれません～

「労務トラブルの責任は誰が負うか？」と聞かれたとき、皆さんは誰を思い浮かべますか？  
真っ先に思い浮かぶのが雇用主である会社や代表取締役だと思います。しかし実際に裁判等になった場合には、会社や代表取締役だけでなく、取締役、監査役、上司、同僚、そして…あなたが訴えられるかもしれません。

また責任には、労基法、民法、会社法、刑法上など様々なものがあります。

そこで今回は、経営者側に立って、日夜ご活躍されている岸田弁護士を講師にお招きし、労務トラブルの実務対応上問題になりそうな場面を例として、その実務対応と留意点について解説します。

さて、次の事案で「誰が」「どのような責任」を負うかを考えてみましょう。

(1) 長時間労働編

長時間労働が原因で亡くなった社員。長時間労働の事実はタイムカードから明らかで、工場長である取締役はそのことを知っていた。

(2) パワーハラスメント編

営業課長が部下に対してパワーハラスメント。部下は営業部長に相談していたものの改善がなされず、結果としてうつ病を発症して自殺してしまった。

(3) セクシュアルハラスメント編

三次会の帰りに営業部長が女性社員に対して無理やりキス。社員は翌日から会社に出社できなくなり適応障害と診断された。

誰がどのような理由で責任を負うことになったのかを解説するとともに、このような問題が起きないために日々気を付けておくべきことについてもセミナーで詳しくご説明いただけます。

皆さんで  
考えてみましょう



2023年 **7月26日**(水) 15:00～17:00

受講  
方法

**WEBセミナー** Zoomによるオンライン配信セミナー

参加  
無料

対象者

経営者・管理者の皆さま

講演講師

杜若(かきつばた)経営法律事務所

パートナー弁護士 **岸田 鑑彦氏**

慶應義塾大学法学部法律学科卒業 明治大学法科大学院卒業  
弁護士登録(第一東京弁護士会所属)

企業法務。特に労働事件を使用者側に立って数多く取り扱い、  
労働組合などにも対応

【主な著作・執筆】

- ・労務トラブルの初動対応と解決のテクニック
- ・2019年5月成立のパワハラ対策法に対応! 事例で学ぶ  
パワハラ防止・対応の実務解説とQ&A(共著)

他 多数

申込  
方法

裏面のURLもしくは二次元バーコードより  
WEBにてお申し込みください。

申込  
締切

**2023年7月25日 17:00まで**

※定員になり次第締め切りとさせていただきます。  
いただく場合があります。